平成27年度第2回島根県総合教育審議会

日時:平成28年1月15日(金)

14:00~16:00

場所:県庁6階講堂

会長 それでは、規定に従って進めさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、会議の公開についてですが、島根県の情報公開条例34条 によりまして公開という形で進めていきたいと思います。よろしゅうございますか。今日、 傍聴の方はおられませんか。

それでは、次第に従って、まず、先ほど教育長からありましたように、前の審議会で、第2期しまね教育ビジョン21を策定しております。ダイジェスト版をご覧いただきますと、計画期間が26年度から30年度と、既に26、27と今2年目の終わりに差しかかっているビジョンでございます。私どもの任期が今回から2年間ですから、多分このビジョンの終わり方のところまでということになると思います。

この審議会の役割は教育の総合的な施策の推進に関する重要事項を調査、審議することです。ここに書かれてあることがどのように具体的に行われているという実績部分について、県のほうから御報告をいただき、それに対して意見を申し上げるということは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」との関係できちんとやる必要があります。一方で、国のほうは2020年の学習指導要領の改訂に向かってこれから進んでいきますので、私どもがこれを最初に策定した時期よりも少し教育の事情が変わっていくと思うんですね。その辺もぜひ踏まえていただきまして、少しこれに手直しといいましょうか、次のビジョンに向けて変えていかなきゃいけない点もあろうかと思いますので、さまざまに発展的な御意見をいただきながら進めていければと思っています。

今日のところは、初めての委員の方もおられますので、事務局のほうからこの第2期しまね教育ビジョン21の中身について説明をいただき、まずは、私どもが理解・確認をするということになります。既に一度、前の審議会が去年の8月にこの点検・評価報告書に対する意見を申し上げております。44ページに、島根県総合教育審議会の主な意見ということで、8月11日に開催した前の審議会の意見が各施策について簡単に付されている。これが議会に対して報告されているという状況になっているところでございます。

以上が簡単な御説明ということになります。本日は、そうしたことでビジョン全体の御

説明、それから進捗状況について事務局のほうから御説明いただき、それに対する御質問、 あるいは御意見をいただくということが中心となります。

それでは早速、先に事務局のほうからお願いいたします。

事務局(配付資料により説明)

会長 ありがとうございました。

非常に広範囲にわたる施策の体系でありまして、それをざっと御説明いただきました。 また、現状どこまで来ているかという点についても、資料を御紹介いただきました。

多分この審議会としては、第2回目が、来年度の第1回目という言い方になりましょうけれども、8月のところで、先ほどあったように9月議会に間に合うように、このビジョンの27年度までの進捗状況について御報告いただいて、それぞれに意見を申し上げるということになるわけですけど、ここまでのところで少し、この施策についてもう少し説明をといったようなことがありましたら、御質問いただければありがたいと思います。いかがでございましょうか。

お願いします。委員さん。

委員 先ほど御説明いただきました総合発展計画についてなんですけれども、その中で、例えば、活力あるしまねについて、隠岐の場合なんですけれども、活発な産業活動が展開され、若者が生き生きと働く、そういう働く場所がどうなんだろうと思って。例えば、小学校、中学校の生徒さんとよく話す機会があるんですけど、「大きくなったら僕は、先生、役場の職員になるんだよ。」と。それが生き生きとしたそういった活力のある、子どもたちが夢を持って将来像を描けるような、答えなんだろうかと思うんですけど、そういった働く場所がなかなか提供できない。だから、ここだけではなくてやっぱり全体を通して、県全体の中を通して、雇用の場とかそういったことを考えていくことがすごく大事だなと思って見させてもらいました。

それから、基本目標の に心豊かなしまねという、この地域を愛しって。でも、本当に 地域を愛す前に、まず、自分が自分を愛している、そして人が、他人が自分を愛している、 自分も人を愛する、そういった、それが先に来て、その後、そういった地域に、そこに住 むことに誇りと自信を持つという、そういうつなげ方はできないかなと思いながら見させ てもらいました。

会長 いかがでしょうか。今の御意見はビジョンの方というより、第3次実施計画についてですよね。いかがですか。

事務局 最初、働く場というかですね、そういうのをつくっていくというか、それは本当に今のこれだけ人口減少、少ない中ですので、本当に一番大事な話でありまして、そのためにこの柱の1番目に立てております。特に隠岐の場合は、今、ああしてジオパークとかいろんな形の、自発的なものはありますけど、やはり人の流れをつくることが大事だということで、観光とかそういったところにももっともっと力を入れていく必要があるのかなというふうに、県計画でもそういうことになってます。そういった意見をいろいろ取り入れながら、具体的にどういったことができるかというのをどんどん積み上げていくというような格好で。御意見として伺いましたので、関係部局のほうへまた話ししたいと思います。

それから、先ほどの人として、当然、個人それぞれが自己有用感といいますか、自分が自信を持って生きていくという、そういう人間になるというのが、地域を愛すってことは大前提だと思います。そういった意味で、本当に教育の果たす役割というのは大切な役割があると思ってますし、そこは学校だけではなくて家庭なり地域なりと、やはり本当に一体となって育てていかないとなかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、そのことについても、そういう形で生かしていきたいなというふうに思っております。

会長 ありがとうございました。

できるだけ委員の中でのディスカッションを中心に協議できればいいなというふうに思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

ほかにお気づきの点や御質問になりたい点はございませんでしょうか。この審議会、大変難しくて、非常に理念的なというか大きな、今おっしゃったような人を愛するとかっていうことの前に自分に対する肯定感はどうなのかみたいな、非常に大きなテーマで、そういう理念や理論にかかわるようなところもやらなきゃいけないけど、それが実際、じゃあどうすればっていうところが、具体的な教育の施策としてこれでいいのかとか、やっぱりよくないのかといったような点についても御指摘いただかなきゃいけない。その辺を少し

踏まえて御発言いただければありがたいなというふうに思います。 委員さん、お願いします。

委員 中身についての意見が、私は、大きく3点あります。朝食摂取率を今90、小学校6年生が97%、中学3年生は95%をそれぞれ100%にするっていうところで、点検・評価報告書の32ページなんですけども、今後の対応について、栄養教諭や養護教諭を中心として個別指導等に取り組むっていうこのところが、等って書いてあるので、恐らく含まれているんだろうなとは思うんですが、これを100%にするっていうことになると、栄養教諭や養護教諭の方々が、もちろん情報をたくさん聞き取ってくださるという点で、とても努力してくださっていると思うんですけど、やっぱりここにスクールソーシャルワーカーであったり、どちらかというと社会福祉的な観点からアプローチするっていうのがいいのではないのかなと。スクールソーシャルワーカーを中心として、何か福祉的な点から考えていかないと、この97%を100にする、95%を100にするというのは、学校の中の教諭の指導を中心にするのはなかなか難しいんじゃないかなと思うことがあります。これが1点目です。

2点目が、不登校の子たちのことなんですけれども、23ページの辺です。教育支援センターへの通所児童生徒が193人中、45人が学校復帰を果たしたということで、それ自体はすごくすばらしいことだと思います。学校復帰を望んでいる子が学校復帰できるっていうことは、とてもすばらしいなというふうに思うんですが、それが目標の働きかけばかりになってしまうと、教育支援センターにそもそも来る子が少なくなり、教育支援センター、通所を拒否するような子が増えてしまうんじゃないかなっていうふうに思うところがあります。なので、不登校の子たちが安心して、自分の家だけじゃなくてほかの通う学びとか居場所を見つけられるということで、不登校の子のうち、学校復帰するかどうかの前に、193人、もっとこの人数を増やす多様な場のあり方っていうのをどうすればいいのかっていう方向性でも評価されていいんじゃないかなというふうに思いました。それが2点目です。

最後に3点目なんですが、自分が集団づくりが、教育方法の中でも専門ということがありまして、学校とかに行くと少し気になるところがあります。しまねのふるまいは、もちろんすばらしいことなんですけれども、ややトップダウン的っていうか、お題目みたいにして飾られてこうなりなさいよと示されるだけで、うまくいってないんじゃないかなと思

うことが度々あります。うまく使っている学校では、子どもたち同士がかかわって、もめごとが起きたり、意見が対立したり、衝突したりっていうことを解決した後で、解決したその中にしまねのふるまいっていうのが入っているんだよと使っていました。このような使い方はとてもうまいなと思うんですが、最初からこうありなさいというふうにやってしまうと、そもそも衝突を避けようとしたり、意見の対立を避けようとしたりして、そういう場面が起きそうになったら子どもたちがそこから撤退していくところが見受けられることが、最近気になってるところです。なので、しまねのふるまいを身につけさせるときの教え方について、最初からそれをこうありなさいじゃなくって、自分たちが人とのかかわりの中でうまくいったときに、そういうものがあるんだっていうような形で推進されていかれるといいんじゃないかなっていうふうに思いました。以上、3点です。長くなり済みません。

会長 ありがとうございました。

いずれも重要な点についてお述べいただいたので、委員の中で少しディスカッションしたいと思いますが、まず最初の朝食の話、広く言うと食育ですけれども、朝食摂取率というのを向上させるということが1つの目標になっている部分、そういうことをめぐっているがの意見があろうかと思いますが、いかがでしょうか、どなたか。

お願いいたします、委員さん。

委員 この目に見えない空気とか、目に見えない数字を読む力っていうか、教師でも保育士でもそういった、これ多分100にするの、案外容易なことかもしれないですけど、実際はどうなんだろう。数字と実態が違ったり、そういうことって結構多いんじゃないかなと思っています。目に見えないものを読む力を、教員だったり保育士だったりがもっと付けて、例えば、私が保育園の中で喫茶店をしたのはそういうのもあったし、旧村のときは小さい、本当に小さな地域だったので、学校に行って、そういった場所で食べ物を一緒に食べたり、学校の中に保育所をつくったらどうですか、学校の中に公民館があればいいのにねとか、そういった子どもたちの居場所、それから食べ物も含めて、朝、家で食べなかったら1回や2回は食べさせてもいいじゃないのか、食べれる環境をつくればいいじゃないのって、それはすごく強く思ってます。この数字っていうのは、なかなかアンケートでやるので実態はどうなのかなと思ってます。パン一切れでも食べたことになるし、何か

いろいろ数字、この数字だけにこだわるとすごくかえって危険かなって思ったりもしています。

会長 ありがとうございました。

委員の御指摘は、数字のこともありましたけど、恐らく関与する人間の種類といいますか、もう少し福祉的な領域の人も入っていってやらないと、なかなかうまくいかないのではないか、一定程度福祉的な意見も必要だということでした。委員も言われたように、数字というよりも中身もやはり大切でしょうね。例えば菓子パンとジュースだけみたいなのでも、摂りましたって言えばとりましたっていう話になるわけですから。その辺もやっぱりきちっと見ていきましょうというお話かと思います。

委員さんの中に、ほかに食事、朝食等について御意見ありませんか。 なければ、事務局のほうから少し。

事務局 今、朝食摂取率の関連ではあったんですが、結局、お話のところ、そこへ福祉の視点をどう入れていくかというようなところで、スクールソーシャルワーカーというお話も出ました。スクールソーシャルワーカーについては、文部科学省のほうも平成20年度から導入を始めておりまして、県のほうも少しずつ取り組みを拡充しているところでございます。具体的には、文部科学省の事業をとってきて、県もそこへ予算措置をして、今、基本的に小・中学校につきましては、各市町村へ委託という形で事業展開をしていただいています。今、19ある市町村のうちの18市町村でスクールソーシャルワーカーを設置していただいております。1町も来年度からは設置が決まっておりますので、28年度からは全ての市町村でスクールソーシャルワーカーが配置をされ、各市町村の小・中学校に向けていろんな関わりをされていくということでございます。

ですが、今、スクールソーシャルワーカーのいわゆる資格としては、社会福祉士であったり、精神保健福祉士であったりとかいうところを求められているんですが、なかなか専門家の方、今人材発掘はしておるんですけれども、島根県、そんなにたくさんは、いらっしゃるんですけれど、結構300人ぐらいは。みんなお仕事をお持ちの方がほとんどで、なかなか自由に、スクールの名のついた形で仕事をしていただける方がまだ少ない。ですから、勢い保健師さん、元保健師さんであったりとか、教員の免許をお持ちの方であったりとか、そういった方々がそれぞれ市町村で御勤務されているというのが実態でございま

す。

ですから、今、我々は少し市町村の担当の方々と連携をしながら、そういったスクールソーシャルワーカーの仕事の、本来のあり方であるとか、こういうふうにしてればいいというような研修も含めて、時々集まる機会を設けて、一緒に勉強会をしていったりするところもございます。そのことについては、今後も進めていきたいと思ってますし、少しずつでも、今、社会福祉会とは連携をさせていただいてますので、専門家の方にも少しずつかかわっていただく機会を増やして、少しでも子どもたち、福祉の視点で、教育の視点だけではなくて福祉の視点で子どもたちに関わっていけるようにしていきたいと思っております。

それから、県立学校につきましても、市町村に配置されているスクールソーシャルワーカーにお願いをして、必要に応じて、それぞれの地域の県立学校のほうに出かけていただけるような体制はつくっておりますが、まだ十分とは言えませんので、今後、この取り組みは文部科学省も今、力を入れて進めておりますので、我々もそれを受けてしっかりやっていきたいというふうに思っております。以上です。

会長 ありがとうございました。

それでは、2番目に御指摘いただいた、評価報告書でいくと23ページの というところで、教育支援センターの機能についてです。委員もおわかりのとおり、193人中、全員学校復帰をさせることが目標じゃないことは当然のことで、2番目に、不登校児童生徒にとって、学校外の居場所の1つとして認知されてきていることから、継続して運営を支援していくということなので、多様な学びの場や居場所を充実させるという大きな柱の中の一つのデータとして見ているということで、これが目標じゃないことは言うまでもないわけですね。国のほうでも、多様な学べる機会を確保することについて、法案を用意しながら進めているという状況ですので、ここについてはむしろ、そこを増やすということではないと思いますが、そういった子どもたちでもさまざまな学びができるような場を拡充していくという施策について述べられたものだというふうに思います。

この辺について、皆さん方のお考えはありませんか。

はい、委員さん。

委員 県内の全体の状況を承知してるわけではないので、大田市の場合ではということ

で申し上げます。先ほど御指摘あったように、教育支援センターに行けない子どもも事実います。その子たちを要するにまずその支援センターの場に、いわば連れてくる、あるいは本人が自発的に保護者含めて行こうとする、その意欲をどうやっていくのかというのが、先ほど事務局の言われるスクールソーシャルワーカーであったり、学校の先生方の努力ということになろうかと思われます。そのところ、ちょっとこれはこれでそれぞれ現場でいるいろと工夫するしかないんですけど、その上で、学校復帰をするという生徒さんの、大田市の場合、中学生が特に多いので、中学生はやはり学校復帰をするということは、次の進学であったり、あるいは学力という、いわゆる狭い意味の学力ということになりますけど、そこに対するやっぱり期待感だったり、そのニーズが高くなっていますので、その事柄を、要するに実際にセンターに入ってくると、何とかこの子に進学できる学力をつけてほしいという保護者のニーズというのが相当あります。それに力を入れると、頑張れば頑張るほど、先ほど言われたように、居場所ということでいくと、少しそこにズレができて、さらに個別の指導もしなきゃいけない。個別の指導をするには、現実スタッフが足りない。5教科を中学生には何とか揃えてやってるんですけど、そういう意味での居場所に、完全な居場所として成り立つかどうかというのは、少しやはり課題があります。

一方で、大田市の場合には、居場所づくりのNPOがあって、居場所は別の場にあるから、その居場所と学びの、学校には行きにくい子どもたちの学びの場というのを、そこのところをやっぱりこの支援センターの役割ということで、私どもの市でも悩みのあるところだという、現状ということでしかありませんけど、その辺でお願いします。

会長 ありがとうございました。

現場の実態について御紹介いただいたところです。今、お話にあったように、多様な学びの場ということでいきますと、今後は家庭学習もある程度は通常の登校と同等に検討していく方向になっていくと思われます。家庭にいたほうが学習が進むという子どもに対しては、その学習も一定程度保障していくような方向もとらなきゃいけないかもしれませんね。しかし、そうだからといって、集団参加の機会を全く離れてしまうということではなくて、そこに対する働きかけも必要だということになっていくんじゃないかなと思います。

この辺、何か御意見や地域の事情、御存じの方あったらお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 出雲市では、3つの教育支援センターがございまして、それぞれに特色があるんですけど、もともと自治体がいろいろ2市5町で成り立っていたもんですから、少しずつ性格が違ったりするんですけど、その中に光人塾という平田のところがありまして、これがものすごくカリキュラムを考え抜かれてるし、個別指導もやっぱり非常にすぐれて、実は学習をしたいという、不登校だけど学習をしたいという子どもが殺到してて、もう大変、何ていうんですか、人気があるというか、皆さんがそこに行きたいと。逆に、今市のお子さんでも平田までわざわざ通いたいというふうに思ってるような、特色のある教育支援センターづくりをなさっていらっしゃいます。

一つ課題がありまして、これは市教委のほうの課題なのかもしれないですけど、やっぱり加配とか、予算の問題で結構あったり、そこはものすごく有効的な施設にはなってるんですけど、少し運用面で、先生がこっちが足らなくなったからって引いちゃうと、受け入れの子どもの枠が減ってしまうので、例えば平田のほう、要は平田の子が逆に今市の施設に行かなきゃいけないとか、行けないので家で待機してるというような、まさに保育所のような状態をつくり出してしまってる実態もございまして、ここら辺はうまくやっぱり県教委さん、今、予算を持ってる県教委さんと市教委さん、市教委も予算持ってますけど、うまく連携して、柔軟に予算を含めて対応ができていくといいんではないかなというふうに思ったりするところでございます。

会長 ありがとうございました。

今、御指摘があったように、国のほうも多様な学びの場や居場所を小学校、中学校の義務教育段階でも認めていくということになりそうです。そのためには、相応の予算的な背景がないと、理想だけではできないですね。その辺も喫緊の課題になってくるなというふうに思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

よければ、この2点目について、事務局のほうで何か御意見をちょうだいしたいと。

事務局 今、県内に12カ所の支援センターございます。10の市町さんで、今、先ほど紹介にありました出雲市さんが3つ設置していらっしゃいますので、合計12ありまして、今年度も全て訪問してまいって、実態については、およそ1時間ばかしですけどお話聞かせていただきました。

基本的に、支援センターは設置目的が学校復帰を前提にということなので、そこを目指してはやっていらっしゃるんですが、実態はなかなかすぐに学校復帰につながるというようなものでもございません。ですので、それぞれの支援センターの状況は、午前中が少し緩やかなカリキュラムの中で勉強の時間に当て、午後はどちらかというと居場所的なニュアンスも含めた、体験活動を中心に組んでいらっしゃいます。その中で、例えばある支援センターは、多少スタッフ的にも余裕があって、それぞれの子どもの実態に応じて個別指導があったり、多少の小集団、それから大きな集団というような形でそれぞれ分かれてやったりとか、なかなかそうじゃないところはもう本当に個別であったりとか、いろいろでございます。具体的には、今、中学生が非常に通う割合としては多くなってますし、現状、収容場所としてはまだ余裕があっても、なかなかスタッフの確保であったりとかそういった部分で、それぞれ聞いてみますと、大体今、定員というか、収容可能人数の上限に来てる支援センターがかなりあるなというところでございます。

それで、原則これは市町村の設置ということになりまして、全国的にいろんな様子を聞きますと、県のほうが支援しているところもあれば、一切県のほうの支援はなく、それぞれの市町の設置という形でやっていらっしゃる支援センターも全国にはいろいろあります。島根県の場合には、わずかですけれど、交付金という形で12の施設のほうに県のほうからも予算補助をさせていただいて、あとはそれに市町の予算措置で運営をされてるというのが実態でございます。

先ほど、委員がおっしゃいましたけれど、中学生が多いということで、進路に向けての指導というものに今一番力を入れていらっしゃいますし、頭を悩ませていらっしゃいますし、ある意味それぞれの支援センターが責任を持って学校と連携をしながら、先が見通せるようなかかわり方をやっていらっしゃいます。特にちょうど12月は進路の決定の時期で、そういったお話たくさん伺ったんですけれど、子どもたち一人一人に応じた進路先を学校と一緒になって検討しながら、子どもの状況に応じていろいろな情報提供しながらやっていらっしゃるというところですが、実態はやっぱり通信制の学校であったりとか、私立の学校であったりとか、そういったところへ向かっていく子どもたちが多い傾向にあるかなというふうに把握しております。以上です。

会長 ありがとうございました。

そうしましたら、3番目に御指摘いただいたふるまい向上ですね。施策の番号でいうと

3 - (2)ということになりますので、施策の3 - (2)ということで、本体でいいますと39ページのところ、それから、この評価報告書でいうと20ページですかね、そこに3 - (2)のことが書いてございます。今、御指摘は、委員が実際に学校の現場に出かけられて、子どもたちに対する指導のあり方の、角度によっては一定の問題も生み出す場合があるんじゃないか、また、逆に上手にやっとられるところもあるんじゃないかという、そういう御指摘だったと思います。この辺について、皆さんのほうで何か御意見や御感想をお持ちの方はいませんか。

じゃあ、委員、お願いします。

委員 私は、ふるまいの推進のほうはとてもいい取り組みを施策としてやっているなというふうに思っていました。先ほど上からの、何ていうか、上から学校へという御意見もありましたけど、一長一短があって、そういった考え方もあるし、もう一つは、先ほど食育のところでちょっと話題に出てきました朝御飯に関しても、ふるまい推進の中でも早寝早起き朝ごはんというキャッチフレーズもありますように、家庭によっては朝御飯を食べないのが当たり前だと思っている家庭がもしあるとするならば、学校のほうで、あるいは社会のほうで、ふるまい推進の中に朝御飯、そういった生活習慣のことがあれば、ああ、そうか、うちではそういえば朝御飯食べてないよな、お母さん、お父さん、どうなってるのとかいうような言葉が、考え方が子どものほうから生まれれば、それもまた一つの方策の結果じゃないかなというふうには考えています。

そして、そういった問題があったときに、自分を引くとか、あるいはいざこざを起こさないために、ここは自分が引こうかというようなお考えも聞きましたけども、広い視野で見れば、これは大人になったときに必ず子ども一人が直面することです。世界的にも今、北朝鮮の実験に関して、ロシアとアメリカの立ち位置が全然違っている。どのように制裁を考えるかっていうこと、日本も含めて考えているとこなんですけども、そういったところにおいて、問題があったときに、折り合いという言葉があります。子どもたち同士が押したり、あるいは引いたりしながら、あなたの意見のここはいいね、あなたの考えはここもいいね、私の意見もここがいいんだよってお互いに折り合いをつけて、じゃあ、ここのところに落としどころをつけたらどうかねというような考え方でお互いがやっていけばいいんじゃないかなというふうに考えて、必ずしも自分の意見は絶対いいんだから、絶対これ通すよじゃなくて、お互いの意見のいいところ、じゃあ、いいところといいところを結

びつけて、あなたと私、そして第3つ目の、第3案のこういったところはどうというような落としどころに見つかればいいがなというようなことも考えられるんじゃないかなと思ってお聞きしておりました。以上です。

会長 ありがとうございました。

だからこそ指導方法が難しいという御意見だったんだと思います。狙っているところは みんなそういうふうに考えてはいるんだけど、指導の仕方によって、子どもの出方は変わ ってくる。そのことに留意が必要だという御意見だったと思います。

ほかにどなたか。済みません、委員さん、お願いします。

委員 ただいまのふるまいの件なんですけども、委員のほうから、上から目線というか、トップダウンはどうかなという問題提起があったんですけども、もともとそのふるまい向上運動が出てきた背景というのは、島根県の子どもたちに朝食とか、そういったもの、基本的な生活態度が十分身につけていないという反省の上から出てきたものと思っています。確かに特定の規範を上から押しつけるということに対しては、抵抗というか、があるんですけども、ただ、今の島根県の子どもたちの学校での態度なり、地域の態度なり、そういった行動全般を見てみますと、やはり基本的な生活習慣態度、あるいは他人との人間関係の築き方、そこら辺にもいろんな問題はあると思ってます。それは確かに子どもたち、多様なパーソナリティーを持ってますので、なかなかーくくりでは言えないんですけども、やはり基本的な生活習慣っていうのは個々の学校の教科ではなかなか教えにくいので、県民全体が共有できる一つの運動としてそういったふるまいに今着目をしていくというのは、これ一つの方法かなと思ってます。ただ、それを律する方法がいろいろあると思いますけども、ただ、やっぱり子どもたちの基本的な人間関係の築き方とか社会的な行動規範、それのベースとなるふるまい向上を展開していくっていうことは、これはそれなりに意義があるというふうに思ってます。

会長 ありがとうございました。

委員御指摘の一番重要なところは、個の実態に即するっていいましょうかね、個々の子どもの実態、家庭の実態を踏まえるっていうことが非常に重要なところで、どうしてもこういったスローガンの取り組みっていうのは、なべてみんな同じように推し進めていくっ

ていうことになりがちです。個々の御家庭の実態とか、その子どもの今の実態とか、そういったことに即した指導を丁寧にやっていかないと、スローガンだからみんな決まったことをだあっと進めていきましょうというやり方では、逆に効果がうまく出ないっていうこともあるんじゃないかと。一方で、大きな目標を立ててみんなで共有しようという態度が重要だっていうふうに委員はおっしゃっていただきました。その辺が教育の実際の進め方っていうものになるんじゃないかなというふうに思いますが、委員、いかがでしょうか。

委員 私たち大人、いわゆる18歳以上の県民が、こういうスローガンを守りましょうということで共有してることは本当に、共有することは大切だと思います。ただ、それを子どもから引き出すときに、引き出し方っていうのをもう少し丁寧に研究、研究という言い方はおかしいかもしれませんけれども、引き出し方が大人に対するやり方と一緒だとうまく伝わらないんじゃないかなと思うことがありましたという意見でした。

会長 ありがとうございます。

やはり今の子どもの実態をどういうふうにつかまえて、その一人一人や家庭の状況に即してどう丁寧に教育していくかっていう方法のところを研究しないと、決まったことだからみんなやりなさいっていう単純な方法論では逆にうまくいかないこともあるんじゃないかという、そういう御指摘だろうと思います。

もし御担当等ありましたら御意見をお願いします。

事務局 それでは、失礼します。

しまねのふるまいを県民全体の運動として広げていきたいということで、本当多くの地域の方々も賛同いただきながら、学校、地域、そして家庭が一体となって温かい心のこもった挨拶を交わしている光景が広がっているということを聞いているところでございまして、こういう取り組みをしている、どんな取り組みですか、これ予算はどんなふうになってるんですかというようなことを聞かれたりすることもあるんですが、本当島根の皆さんならではといいますか、県民の皆さん、本当御理解いただきながら、一緒に取り組んでいるという状況でございます。先ほど言っていただいたように、こうすべきだというようなアプローチではなくて、こういうことをすると本当気持ちがいいですよねっていうような形で共有が広がっているのかなということを思っているとこでございます。これは、実際

にしまねのふるまい推進連絡協議会の皆さんからもそういった、先ほど御指摘のあったような形にならないように、本当子どもたち、そして地域の皆さんが一緒にこうするといいねっていうようなことを見つけていくようなアプローチができるといいという御指摘もいただいているとこでございます。

それを具体化する一つの方法として、ポスターを今、配っているところですけども、挨拶はしましょうというような3項目は明確に挙げておりますが、そのほかにもあったらこうやって広げていきましょうというような形で、その学校、あるいはその地域等で大事にしたい事柄があれば、それを追加ができるようなポスターを配っておりまして、そういう形でみんなでつくっていくものだというふうなアプローチを今、続けているとこでございます。広げていきたいと思ってます。

会長 ありがとうございました。

子どもたち自身が、主体性の中でそういった学びを続けていくようにということでございました。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。今、委員から大事な点を3つ、大きな問題を挙げていただきました。そのことについて少し述べさせていただきました。

ほかにいかがでしょうか。

委員 記述について確認したいことと、それからちょっとお聞きしたいことがあります。 点検・評価報告書の中の22ページのところに、これ質問じゃなくて確認ですけども、22ページの下から3行目、4行目、5行目あたりにアンケート形式の心理テストとありますが、これはいわゆるQUテストと言われるものでしょうか。

会長そうです。

委員 ああ、わかりました。

それから、次の質問は、同じく冊子の42ページの4‐(12)の文化財のところなんですけども、文化財の保存・継承の推進が1番に挙がっております。この文化財という意味は、言うまでもなく有形、無形、両方合わせたものを指すんでしょうか、そこのところをちょっとお聞きしたいと思います。

会長 ありがとうございました。

42ページの文化財のところ、それが有形、無形、両方を指すのかどうかという御質問だったと思います。どうでしょうか。

事務局 失礼いたします。ここで文化財の保存・継承についての、質問のポイントは有 形か無形、両方入ってるかということだったと思いますが、これ両方入っております。

文化財につきましては、島根県といたしまして、いわゆる島根に残されとる全国に誇っていけるような文化財という中で、大きく県全体で残されている文化財、そういったものを全てについて継承していこうというふうな考え方のところでございます。

会長 ビジョンのほうだと60ページのところに、 の文化財のっていうところに2つ 丸がついていて、上が有形文化財、下が無形文化財と書き分けられていますので、施策の 4-(12)のところをごらんいただければ。本体は60ページ。

今、御確認いただいたことについて、何かコメントはございますか。

委員 といいますのは、そこのところを読むにつけ、古代出雲歴史博物館と石見銀山遺跡というように、目に見えるものを中心とした柱の組み立てになっているなという印象を受けて、この箱物を2つ、 番と 番に挙げてるな。じゃあ、目に見えない無形文化財っていうのは、 番と 番の文化情報と文化の調査研究かなというように考えられなくもないですが、箱物を2つ柱立てとしてピックアップするのを否定はしませんけども、これと同等に無形文化財のほうももう少しクローズアップさせて、概要として挙げてもいいんじゃないかなという印象を受けたからです。以上です。

事務局 御意見の趣旨、わかりました。

考え方でございますけども、ここにも、この中でお答えさせていただくならば、例えばのところが調査研究というふうな表現にしておりますが、それと歴史博物館の活用推進というのも、これ決して箱物をということじゃなくて、その歴博の中で、ここにも記述させていただいておりますが、基本的には島根の歴史文化について調査研究を進めて、その成果のあらわれとしての歴史博物館での展示といったような、基本的にそういう考えもご

ざいます。そういう中で、いわゆる有形の目に見える文化財の修繕とか保存、そういうことももちろんでございますけども、そういった無形のものについてと、それとかその調査研究を進めるというようなところも気持ちとしてはあわせて進めていくということでの考えでおりますので、御指摘のとおり、若干表現にそういった誤解を招くようなところもあったかもしれませんけれども、中身としてはそういうことでございます。

委員 ありがとうございました。

会長 ありがとうございました。 お願いいたします、委員。

委員 今、事務局がおっしゃったのでいいと思うんですけど、全体の県教委の文化財に対する考え方というか取り組みの方向で、今、委員さんおっしゃったところで、ちょっと実は一つ課題があるなと思って。今、全ての文化財とおっしゃったので、全ての文化財というふうにおっしゃるということは、文化財保護法の枠の外にあるものも県教委で、あるいは文化財課でやっていただけるというふうに私は理解したんでございまして、それ、実はそのほうがいいと思うんです。要するに、文化財保護法の枠をはみ出てある文化財もあるわけなんで、そこをぜひ県教委で取り組んでいただくということで私は前向きにちょっと捉えてるんで、ぜひ御検討いただいて取り組んでいただきたいと。いわゆる保護法の枠にはまらないもの、これがあるんですよね。そこをぜひお願いしたいなということです。

事務局 ありがとうございます。基本的な考え方、文化財を守っていくんだという観点でお答えさせていただければ、まさに今、委員がおっしゃっていただいたとおりということであるということでございます。そうした後の話として、具体的な予算執行とかそういうことになってくれば、これは当然のことながら今の方向等の位置づけの中から取捨選択というのは当然出てくる話ではあると思いますが、文化財というものは全てそういう大きな考えのもとであるということでございます。

会長 ありがとうございました。

多分、今お二人の委員さん御指摘になってることは、国のっていうこともあるけど、県

独自にすばらしいものはたくさんあるようなので、その枠組みを少し超えて、県独自の一定の方針を出されてもいいんじゃないかという御意見だったように思います。また今後の 課題として御検討いただければいいかなというふうに思っております。

先般の審議会では、4 - (12)については非常に高い評価が得られて44ページにはその辺も書いてございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

ほかの点で委員さん方から何か。

じゃあ、済みません、委員、先にお願いします。

委員 失礼します。この評価報告書の28ページの4-(3)番、幼児教育の充実というところの、幼稚園等と小学校の連携の強化について少しお話しさせていただきたいと思います。

幼稚園、保育園と小学校との連携というのは、随分言われていて、大切なことの一つになっていますが、なかなかスムーズにいかないところがまだ課題になっていることを現場としては感じています。どうしても幼稚園、保育園としては、小学校は忙しいだろうからと遠慮してしまうところがあります。したいことをお願いすることもありますが、待ちの姿勢になっているところもあって、本当の意味での連携をもう少し進めていくためには、市や県の行政の方からも各学校とか幼稚園や保育園に、もっとアプローチしていただくことが必要なのではないかということを感じております。

それと、少し違う話ですが、私は幼稚園に勤めていますけれども、子どもの乳児期の段階はとても大事だなと今すごく感じております。最近、体づくりなどいろいろなことについて、さまざまな場で言われていますが、便利なものがどんどん増え、生活様式が多様化してきて、例えば、赤ちゃんがハイハイする時期は大切ですが、すぐつかまり立ちをしたり、歩行器などに入ったりしていく。これまでと体の成長が違ったことになってきていて、そのあたりの原因もあって、例えば小学校に上がったときに、長い時間椅子に座っていられないなど、いろいろな影響が出てきているというようなお話も聞いたりします。そのようなことも含め、乳幼児期の大事さをいろいろなところで改めて感じているところです。乳幼児期、学校に上がっていく前の子どもたちのところもすごく大事だということを認識していただけたらと思っております。

会長 ありがとうございました。

48ページ、施策番号4-(3)というところの幼児教育の充実ということで、これは幅広く言えば就学前教育ということになると思います。今、就学前をもっと幅広くとれば、乳児期からということになろうかと思いますが、その辺について、幼稚園というふうに考えると、そこから上がってくる子が少なくなってきている実態はありますので、むしろ保育所等とも積極的に連携していく必要があろうと思います。成果目標のところにも関係部局と連携してというふうになっていますし、教育だけではなくて関係する部局と一緒に進めていくということになっていますが、具体的にどういう施策にするかについて、非常に難しい面も含んでいるところですね。御指摘を踏まえて進めていただければというふうに思いますが、何か関係するところありましたら、御意見をお願いいたします。

委員 大田市でもそうですけど、やはり今、この話で出てるのは、いわゆる教育に関する大綱ですよね、地教行法が変わりましたので大綱をつくることになりました。大綱をつくるという事柄は、要するに首長さんは県でいうと県知事、市町村でいうと市町村長となりますが、そこがその教育に対する責任をとるという事柄になりますので、先ほど委員さんがおっしゃったように、保育園であったり乳幼児期であったり、そこのところをいわばこれまでの組織の、縦割りとは言いませんけども、教育委員会は教育委員会の役割があってるわけですけども、そこのところとをつなぐ、そのブリッジのところをしっかりやらないといけないというのが、市の教育委員会なんかでも市長部局と話してる中で非常に大きな課題になってます。先ほどから出てる議論もそうですけども、そこのところを、例えば、今の、さっきの話ですと子どもへの問題であったり乳児期のところをどうするか、あるいは在宅をどうするかとかって、そこのところをやはり次は教育行政の側からウイングを広げる、あるいは逆に首長の部局からは同じように広げてもらうということで、子育てと教育のところがどうかみ合うのかということ、もうかみ合わないといけないよというふうに言われてるというふうに私どもは認識してるので、そこのところをぜひ県の教育委員会もですし、市町村も取り組んでいきたいなと思ってます。以上です。

会長 ありがとうございました。

非常に重要な点でございまして、子ども・子育て支援新制度がスタートしましたので、 その枠組みの中でいろいろ検討はされています。幼稚園は、教育委員会の指導が直接届く ので、教育の中身というところに対して行政が一定の責任を持てるのですが、保育所とい うことになると、私立が非常に多いということもあって、その保育の中身を保証している 部分が、要するに施設の面積や保育士の人数といった法令の縛りに偏っており、保育の中身がどうなのかということについては、なかなか行政が入っていって指導するということ はしにくい状況にあると思います。先生方の自主的な研修に任されているということです ね。その研修の効果がないとは言いませんが、研修に関しては濃淡があって、非常に難しい点もあるなということで、委員が一番詳しいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

委員 本当にだんだん法が改正されて、国から県へ、県から市町村へいろんな権限が移譲されると、それがすごくメリットみたいなんですけど、ともすれば、それは市町村のやる気がないところに来ると、何かちょっと危険なこともまたあるのではないかなと思ってます。こういう時代背景だからこそ、本当にもっともっと真剣にそういった乳幼児の子育てを、保育をしっかりと考えていかないと、なかなか危険な状況にあると思ってます。

隠岐なんですけども、本当に私のいたところは、保育所と小学校、中学校、小規模校でしたので、すぐに動きが見えておりました。例えば、保護者から子どもの水筒が壊されたと聞かされ、学校へそのことをいうと、学校側は全校朝礼で物を大切するようにいいますとおっしゃいました。その水筒をほかの子どもが壊しているのを見ている子どもがいるのに。学校側と保育所側と保護者と地域ともっと真剣に話し合わないと、本当に危険なことがたくさんあるということをすごく私も実感してます。

会長 ありがとうございました。

地域のさまざまな細かいとこの連携がやっぱり難しいなっていうお話ですよね。特に私 どもの地域には、いわゆる企業さんが出てきて乳児保育をされるということがありません が、都会では就学前の子どもがかなりそういう企業の保育所に行くようになって、就学前 の教育経験の幅が広がってきており、難しさもありますね。おっしゃったように隠岐のような家庭的な地域でもそこなりの課題があるというお話だったと思います。

委員さん、済みません、お待たせしました。お願いいたします。

委員 少し学校教育のほうに目を向けていきたいと思うんですけども、ああして毎年、 小・中学校の学力テストが実施されて、仕事柄その結果を記事にして、論評を講じてるん ですけども、やはり島根県の子どもたちの学力が最近低下してる究極的な原因というのが、これは個人的な意見ですけども、結局、学習に対する動機づけといいますか、勉強に対する動機づけ、そういったインセンティブが薄いんじゃないかと。やはり学習に対する動機づけをどう植えつけていくか、これが基点になるべきだと思ってます。子どもの学力は、やはり親の価値観とか、あるいは家庭の経済力とか、そういった多数の要因も絡むんですが、やっぱり基本的には子どもたち本人にいかに勉学の動機を植えつけてくか、それがやっぱり一番原点にあると思ってまして、そういった面でも教員の指導力、ただ単に学科の指導力だけじゃなくて、子どもたちにそういった勉学の動機づけを与える、基礎を与える、そういった工夫も必要ではないかと思ってます。やはりその人の、その子の形態形成の中で、教育がどんな意味を持つものか。それを生涯どういったふうにして役に立つのか、そこら辺も長い形態形成の中で子どもたちにそこら辺を示唆していく教育、そこら辺にも目を向けていってほしいと思ってます。以上です。

会長 ありがとうございました。

私どもの領域では、動機づけっていうは、いわゆる内発的な動機づけと外発的な動機づけがあるっていうふうに考えています。今のお話は、教育には外発的な動機づけも必要だというお話でしょうか。

委員 そうです。

会長 なるほど。通常は、教育の中では内発的動機づけのほうが意味がある、例えばわかることの楽しさとか、わからないことのおもしろさとか、そういったことの中から内発的に出てくる学びたい意欲を育てていくことが必要だっていうふうに考えていて、内発的動機づけのほうが外発的な動機づけよりも効果が高いっていうことが科学的に知られているので、そちらをやっていこうということですが、委員さんの今のお話は、外発的動機づけも必要なのではないかという視点ですね。

委員 私は、会長が内発的動機と外発的動機、これを分けてお話ししていらっしゃいますけど、内発的な動機っていうのは自然状態では生まれないんですね。やはり外部からの刺激、外部からの情報によって内発も喚起されると。そういった内発的動機と外発的動機

は相互関係にあるので、決して内発的動機と外発的動機は分離独立してるわけじゃない。 相互に関係し合ってるので、やはり外部から刺激を与えることで内部が反応していく、そういった相乗効果を教育全体としてやっぱり推進していく。そういった視点が必要だと思います。僕は、総合的にやっぱりアプローチしていかなきゃならないので、やっぱり内発性と外発性、そういった相互関係の中で動機を形成していく、それをサポートしていくのが教育というふうに思ってます。

会長 ありがとうございました。

内部、外部と分けるのではなくて、総合的にどうやったら子どもがやる気を起こすかということを、もうちょっと広く捉えていくべきだというふうな御意見だと思います。

ほかにいかがでしょうか。そろそろちょっと時間が押してきてるので、また今の学力形成論ももちろん大事な議論ですから、いろんな考え方を聞きながら施策に反映させていければおもしろいなというふうに思ったところでございました。

済みません、委員、どうぞ。

委員 点検・評価報告書を見せていただいて、これすごくそれぞれの担当の皆さん、努力とその成果が出てるなというふうに思います。一点だけあるのは、やはり26年度からですけど、ああして自治体数はずっと減ってきてるので、たくさん県の教育委員会の皆さん、あるいは教育委員の皆さんも現場に出ていただいていて、我々も県の教育長さんであったり教育委員会の委員さんであったりと出会う機会がかなり増えてます。ここにも実際に活動状況を見せていただいてます。もっともっと県の教育委員さんと具体的な意見交換をしたり、あるいは実情を話したりというふうなことを思ってます。それはどういうことかというと、例えばこういう総合教育審議会であれば、全員の方は無理かもしれませんけど、教育委員さんに出ていただいて、事務局の方っていうのは、これを見たり、あるいは会議録見れば大体わかる方ばかりですので、むしろ教育委員さんに出ていただいて総合教育審議会っていうことであれば、先ほど委員のおっしゃってた学力観の問題であったり、そういう実情であったり、そういったことについて相互に意見交換できる。意見交換っていうのは、審議会とはちょっと違うよと言われる一方で、ある程度、あえて承知の上で申し上げます。そういった事柄が可能であれば取り組めるといいなと思わせていただきました。以上です。

会長 ありがとうございました。

また御検討いただければと思います。

そろそろ終わりにさせていただいてよろしいですか。

委員 日本国憲法がそれぞれの法令のよりどころとなるように、お出しいただいたこの第3次実施計画の素案、これが本決まりになれば、これが全ての現場にとってバックボーンとなることを私たちは願っています。そういう意味で、国の、あるいは全部を通じた、そういった整合性を我々は非常に重要視してるところから確認させていただきたいことがあります。

素案の、政策のほうの素案ですね、実施計画のほうの。それの27ページの上のところに目的があって、その下に現状と課題というところがあります。それで、こんなことはどうでもいいじゃないかと言われればそれまでですけれども、現状と課題の1行目のところに、「県では、平成17年に県民一人ひとりが生き生きと」と、一人一人を「一人ひとり」とわざわざ漢字と平仮名に分けて書いているところ、わざとこうしたかもしれません。文科省のほうでは、これ全て平仮名にしてるんでして、私たちも現場でも学習指導要領をバックボーンとして施策をいろいろ考えるときにおいて、ここの「一人ひとり」と表記したのはどういう意味かなというのが。

もう一つ、「生き生きと」というのが、これも生物の「生」があります。ところが、これも県庁の中でいろいろ縦割りかもしれませんけども、島根総合発展計画とはというA41枚の題目がありますね。あの中の基本目標のところの活力あるしまねのところには、「若者が活き活き」というのは、これ活力の「活」を使っているんですよね。同じ第3次計画の中で、先ほど私が指摘したのは基本目標に当たる心豊かなしまねに相当するとこなんですけども、基本目標の表記と基本目標の表記が分かれているのが、これはまた意味があってきっとそうだよと言われればそうなんですけども、そこら辺をちょっと確認したいと思います。以上です。

会長 済みません、表記の問題 2 点、確認をお願いいたします。 後ほどお答えいただいても結構です。 事務局 失礼します。これは縦割りで大変申しわけないんですが、ちょっと教育委員会でのところとちょっと違う部署が担当してるところもありまして、そちらときちんと相談したいと思っております。ありがとうございます。

会長 お願いいたします。

最後になりましたが、私、8月の審議会のときにもちょっと申し上げたんですけども、ビジョンのほうは非常に大きな目標を掲げてやっているので、必ずしもその年次ごとの進行ではないんですよね。だから、その各年度の報告をしていただくときに、各年度の目標なり、各年度の、数値目標だけでやらなくてもいいんです。今年度ここまで、次年度ここまでという、少し段階的に目標を立てた上でどこまで進捗したかをお話しいただかないと、進んでいるのか進んでいないのかがちょっとわからないということを多分前回申し上げたように思います。年度ごとに計画全体をブレークダウンしてくれということを申し上げてるわけではないんですが、もし年度進行があるようなもの、あるいは今年度で完成させるようなものがあるんであれば、そういった説明の仕方をしていただけるとありがたい。もう少し、アウトカム、つまりその施策を進めた結果、どういう教育的な成果なり効果が現れたのかといったことの方を明確に説明していただく方がよいということを申し上げたように思いますので、ぜひそこを生かして次回8月にお目にかかれればということです。

大変まずい進行で、皆さんに十分にお話しいただけなかったことをいつもながらおわび 申し上げまして、お返しをしたいと思います。ありがとうございました。